事例No.	290
公表年度	H28
団体の属性	一部事務組合等
団体名	藤岡市・高崎市ガス企業団（群馬県）

事例区分	公営企業

タグ	・ガス事業 ・（公営企業）その他 ・組織改革

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「藤岡市・高崎市ガス企業団によるガス事業の民間譲渡」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

ガス:事例1

○ 事例名等

事例名	藤岡市・高崎市ガス企業団による ガス事業の民間譲渡
団体名	藤岡市・高崎市ガス企業団
事業名(事業区分)	ガス事業

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	79,715	行政区域内面積(㎢)	184.08
事業開始年月日	昭和39年4月1日	行政区域内戸数(戸)	179,041
供給戸数(戸)	10,143	ガスホルダー(基数)	2
導管延長合計(m)	211,488	年間ガス生産量計(千MJ)	―
年間ガス販売量計(千MJ)	323,649	職員数(人)	18(うち3人藤岡市から派遣)

※表中の計数はH23年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景
○藤岡市・高崎市ガス企業団によるガス事業は、順調な経営と良質な市民サービスを提供していた。
○ガス事業の規制緩和、自由化の流れの中で、ガス事業を取り巻く環境の激変は、エネルギー供給事業者の効率的・効果的な経営の要請、他のエネルギー供給事業者との厳しい価格競争及びサービス競争のもとにあり、「民でできるものは官から民へ」という行財政改革の流れによるものである。

(2)検討を開始した契機・導入過程
平成18年7月　藤岡市長から、藤岡市・高崎市ガス企業団の今後のあり方について高崎市と調整するよう指示
平成19年7月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会臨時会にて、ガス事業検討委員会設置について説明
8月　藤岡市議会説明会にて、ガス事業のあり方について検討することを説明
9月　藤岡市・高崎市ガス企業団ガス事業検討委員会発会
12月　藤岡市・高崎市ガス企業団ガス事業検討委員会答申(民営化・事業譲渡方式が望ましい)
平成20年2月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、企業長がガス事業を民営化する方針を提言
6月　藤岡市・高崎市ガス企業団ガス事業検討(選定)委員会設置
平成21年2月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、職員会議、ガス事業検討委員会の審議結果及び譲渡価格案の設定について説明
4月～7月　事業譲渡先の募集(第一次、第二次)及び審査
7月　藤岡市・高崎市ガス企業団ガス事業検討(選定)委員会から選定結果報告書の提出
8月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、ガス事業譲渡事業者の優先交渉権者選定に関する説明及び優先交渉権者決定についての提案
11月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、8月からの経過を説明
優先交渉権者の東京ガス株式会社とガス事業譲渡基本協定書締結
平成22年1月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、契約案及び今後の日程について説明
10月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会議員説明にて、関東経済産業局に関する経過及び今後の日程を説明
12月　優先交渉権者の東京ガス株式会社と事業譲渡契約書締結
平成23年1月　需要家へチラシ配付
2月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会定例会及び議員説明にて、契約の概要及び今後の日程を説明
変更需要家へチラシ配付
3月　藤岡市・高崎市ガス企業団ガス事業終了(3月31日)
4月　東京ガス株式会社へガス事業を譲渡(4月1日)
6月　藤岡市・高崎市ガス企業団議会にて、平成22年度決算及び平成23年度補正等を説明
7月　藤岡市・高崎市ガス企業団解散(7月31日)
8月　藤岡市及び高崎市の広報(8月1日号)にて解散を周知

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
〇譲渡先　A社
〇譲渡日　平成23年4月1日
〇譲渡価格　1,550,000千円(消費税除く)
〇ガス料金　譲渡後3年間は譲渡前の料金を維持するよう努める
〇契約方式　検討委員会において、公募事業者から優先交渉権者を選定

(2)効果
〇財政削減効果　9,000千円
　民営化による公租公課収入
　　道路占用料　約5,000千円/年
　　固定資産税　約4,000千円/年
〇清算金　884,847千円
〇事業譲渡後、ガス供給能力の向上を目的とした高カロリーのガス供給を行うため、A社が全利用者のガス機器の点検・調整等の熱量変更を行い、平成24年2月までに完了することができた。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
〇市場開放に向かうエネルギー市場の動向を見通し、早期の事業譲渡に踏み切ったことで、良好な経営状況のまま(解散時に剰余金を配分)、事業を民間に譲渡することができた。
〇職員については、藤岡市・高崎市ガス企業団全職員15名を藤岡市に採用することで雇用の確保を図ることができた。

(2)今後の課題等
〇ガス料金未収金の債権はA社には譲渡せず藤岡市で引き受けたため、債権の取扱いや回収業務に苦慮している。
〇事業譲渡及び企業団が解散して5年以上が経過し、当該企業団のことを知っている職員は少なくなっているにも関わらず、調査や依頼の回答を求められ、保存文書の処分もできず苦慮している。

〇問合せ先

担当課	藤岡市企画部企画課		
TEL	0274-40-2424	MAIL	kikaku@city.fujioka.gunma.jp